

## 名古屋市地域防災計画の修正案について

### 1 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 42 条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第 16 条）。

### 2 名古屋市地域防災計画の主な修正事項について

#### (1) 名古屋市防災条例の改正

近年の災害の発生等を契機にした災害対策基本法や水防法の改正など、国等において、その教訓・課題を受けた防災対策全般の見直しが行われる等の近年の潮流・課題を踏まえ、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を改めて認識し、それに取り組む努力を一層進めていくことを目的として、名古屋市防災条例の一部を改正したことに伴い、所要の整備を行うとともに、所要の整理を行う。

共通編	P1, 2, 4, 19, 20, 22, 31, 33-35, 37, 38, 46, 47
風水害等対策計画編	P1, 10, 15, 41-46, 50, 51, 59, 61
地震災害対策計画編	P1, 7-10, 15, 21, 26, 28, 29, 31, 33-39, 41, 43, 44, 47
原子力災害対策計画編	P1, 2

#### (2) 津波避難ビル等の指定基準の改定

津波避難ビル等の指定基準の根拠の一つとしている「津波避難ビル等に係るガイドライン」の廃止を受けて、津波避難ビル等の指定基準における構造安全性の要件について、所要の整備を行う。

共通編	P23-31
-----	--------

#### (3) 防災拠点の整理

災害医療活動拠点に「各区医師会医療救護対策本部」を新たに位置付けたこと及び緊急物資集配拠点を整理したこと等に伴い、所要の整備を行う。

共通編	P17-20
-----	--------

(4) 「避難勧告等に関するガイドライン」の改定

「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」を踏まえ、平成 31 年 3 月 29 日に「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、警戒レベル及び災害発生情報について見直しが行われたことに伴い、所要の整備を行う。

風水害等対策計画編 P9, 11~13, 17~38, 48, 49, 52~55